

5. 意図的外来種への対策（普及啓発）

【行動計画での記載内容】（p7）

(2) 侵入の防止（予防）

1) 意図的外来種への対策

① 普及啓発

県内には多数の動植物が、産業用（家畜用、栽培用、緑化用など）、観賞用（ペット、園芸用）などとして移入・輸入されています。外来生物法における特定外来生物は野外へ放つことなどが禁止されていますが、その他の外来種については規制がないことから、本県の生物多様性等に影響を及ぼす可能性のある外来種が導入され、野外に逸出する危険性があります。

意図的に導入される外来種への対策は、県民一人ひとりが外来種の危険性を認識し、適正飼養や野外への逸出を予防することが効果的です。このため、『(1) 1) 普及啓発』では、上記の観点も踏まえて取り組みます。

特に植物については、農業では農作物や牧草、緑肥植物などに多様な外来種が利用されています。道路、公園、公共施設などでも緑化のために県外から持ち込まれた植物が利用されています。

農業や緑化に利用されている外来植物の中には、野外に定着し在来種への影響が懸念されている種もあることから、「外来植物の適正利用方針」を定め、生態系等への影響が大きい外来植物の逸出防止の取り組みを進めます。

【今年度の取組内容】

生態系等への影響が大きい外来植物の逸出防止のため、「外来植物の適正利用方針」について、利用対象ごとの普及啓発のためのチラシを作成し、配布した。

対象	印刷部数	配布先
緑化事業関係者向け	2,000部	<ul style="list-style-type: none"> ・全市町村の土木担当課 41箇所×30部=1,230部 ・県庁内：200部 ・余部：570部（県土木関連機関等）
牧草利用者（畜産農家）向け	2,000部	<ul style="list-style-type: none"> ・全市町村の畜産担当課 41箇所×30部=1,230部 ・県庁内：210部 ・余部：560部（県畜産関連機関等）
農作物等（野菜や果樹）利用者向け	2,000部	<ul style="list-style-type: none"> ・全市町村の営農担当課 41箇所×30部=1,230部 ・県庁内：200部 ・余部：570部（県畜産関連機関等）
計	6,000部	<ul style="list-style-type: none"> ・123箇所（土木、畜産、営農）＋県庁内に 4,300部配布

緑化に取り組むみなさまへ

それ、外来植物です！



外来植物の利用には、
適切な管理が必要です

沖縄県

一部を覆いつくすミミジバコガオ(の森納)

緑化に利用される植物には、外来植物が多く含まれています。そして中には、自然環境に逸出し、生態系に大きな影響を及ぼすものもあります。

外来植物とは・・・ほかの地域から、人によって持ち込まれた植物

！ 外国の植物だけでなく、県外や違う島の植物など、本来その地域に生息しない植物は外来植物です

外来植物の利用は、正しく管理されているかぎりにおいては問題ありません。しかし、管理区域から逸脱し、自然の中で生態系に影響を与えている事例が多くあります。外来植物にはリスクがあるということを認識し、適正に利用する必要があります。



貴重種のみモミジバコガオの生
育地に広がるアメリカハマ
グサ(西表島)

沖縄県では、「沖縄県対策外来種リスト」に対策すべき外来種を掲載しています。リスト掲載種のうち、緑化に主に利用される植物は以下の通りです。

重点対策種
アメリカハマグサ
トクサハマクマオウ(トキワギヨリユウ)
パンノキ
ジュズサンゴ
ソウシジュ(タイワンアカシア)
アフリカホウセンカ
フヨウ
ウチワサボテン
センニンサボテン
團扇スイレン
モミジバコガオ(タイワンアカシア)
シチヘンダ(ランタナ)
アオノリュウゼツラン
アツハチトゼラン(サンズベリア)
ホチアイアオイ(ウォーターヒヤシンス)
重点予防種
なし
予防種
ウチワサボテン属
ソウツボリュウ(オカサゴユリ)
アツハチミダヨラン

刈り取った植物の移動・処分にも注意！

刈り取られたツルヒヨドリ(特定外来生物)が、別分のために移動されることにより拡散したと思われる事例が発生しています。刈り取った植物に種子がついていたり、移動によって種子が拡散してしまいます。また茎や根のかけらから再生できる植物もあります。完全になくすることは難しいですが、外来植物の拡散防止への協力をお願いいたします。

外来植物の適正利用については、下記もご覧ください。

<https://www.ok.naha.jp/site/hanky/shi/zen/hogo/sai/raisyutai/sakushi.shin.html>

外来植物の適正利用方針

沖縄県対策外来種リスト



沖縄県環境部自然保護課 〒900-8570 沖縄県那覇市品崎1-2-2 行政棟4階 TEL:098-866-7243

(制作)一般財団法人沖縄県環境科学センター

【畜産農家向け（牧草）】A4 サイズ



多くの場合、「牧草」は外来植物です。そしてその中には、自然環境に逸出し、生態系に影響を及ぼすものもあります。

外来植物とは・・・ほかの地域から、人によって持ち込まれた植物

！ 外国の植物だけでなく、県外や遠く島の植物など、本来その地域に生息しない植物は外来植物です

外来植物の利用は、正しく管理されているかぎりにおいては問題ありません。しかし、管理区域から逸脱し、自然の中で生態系に影響を与えている事例が多くあります。外来植物にはリスクがあるということを知り、適正に利用する必要があります。

牧草の逸出を防ぐために、結実前に刈り取りを行い、牧草地周辺の草刈りを適切に行うようお願いいたします

沖縄県では、「沖縄県対策外来種リスト」に対策すべき外来種を掲載しています。リスト掲載種のうち、主に牧草として利用される植物は以下の通りです。

和名	品名	区分
ギニアキビ（ギニアグラス）	ガットン、バйкаジ、ラーまく、ナツコタカ	対策種
ナピアグラス（ネピアグラス）	台湾2号、台湾7734、Wnukwona	対策種
アメリカスズメヒエ（ピアグラス）	ナンゴク	対策種
シマスズメヒエ（ダリスグラス）		対策種

外来植物の適正利用については、下記もご覧ください。

<https://www.pref.okinawa.jp/site/hankyo/shizen/hogo/aaraisyutai/sakushi.shin.html>

外来植物の適正利用方針
沖縄県対策外来種リスト



沖縄県環境自然保護課 〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1-2-2 行政棟4階 TEL: 098-866-2243

(制作) 一般財団法人沖縄県環境科学センター

【農業事業者向け（野菜、果樹等）】A4 サイズ

野菜や果物を栽培しているみなさまへ

それ、外来植物です！

外来植物の利用には、
適切な管理が必要です



沖縄県

北と琉球の植物を定着させた外来植物

普段「野菜」「果物」と考えている植物の多くは、実は外来植物です。そしてその中には、自然環境に逸出し、生態系に影響を及ぼすものもあります。

外来植物とは・・・ほかの地域から、人によって持ち込まれた植物

！外国の植物だけでなく、県外や遠く島の植物など、本来その地域に生育しない植物は外来植物です

外来植物の利用は、正しく管理されているかぎりにおいては問題ありません。しかし、管理区域から逸脱し、自然の中で生態系に影響を与えている事例が多くあります。外来植物にはリスクがあるということを認識し、適正に利用する必要があります。



逸出したタチバナアザダク

沖縄県では、「沖縄県対策外来種リスト」に対策すべき外来種を掲載しています。リスト掲載種のうち、農業に主に利用される植物は以下の通りです。

重点対策種	なし
対策種	ツルムラサキ
	ドラゴンフルーツ（サンカクサボテン類）
	アセロラ
	タチバナアザダク（ヒサンガ）
	ネリバナシロウ（タチバナ、シロバナ）
重点等防種	なし
その他	キウイフルーツ（シナサルナシ）

出荷しなかった野菜などは適切に処分を

捨てられたと思われるドラゴンフルーツが県内各地で野生化しています。また、ドラゴンフルーツだけでなく、果実を捨てるとその中の種子が発芽する可能性があります。ご自身が管理されていない場所へ野菜等の投棄をされないようお願いします。

外来植物の適正利用については、下記もご覧ください。

<https://www.pref.okinawa.jp/site/kankyo/shizen/hogo/gai-raisyutai/sakushi.shi.in.html>

外来植物の適正利用方針
沖縄県対策外来種リスト



沖縄県環境部自然保護課 〒900-8570 沖縄県那覇市那覇1-2-2 行政棟4階 TEL:098-866-2243

(制作) 一般財団法人沖縄県環境科学センター